

問い合わせ先	
担当課	建築都市局 開発調整部 建築防災推進課
直通	072-228-7482
内線	5940、5950
F A X	072-228-7854

ブロック塀等の撤去及び軽量フェンス等設置工事補助制度を創設します

堺市では、緊急対応として指定通学路に面するブロック塀等を対象に補助制度を創設します。

なお、現在、堺市では、指定通学路におけるブロック塀等の安全点検を進めています。危険性のある民間のブロック塀等については、児童・生徒の安全を確保するうえで、早期に対策を講じる必要があるため、安全点検の実施と、補助制度利用の案内を行います。

記

1 補助対象物

指定通学路に面する補強コンクリートブロック造(ブロック塀)又は組積造等の 60cm を超える塀で危険なもの (別紙参照)

2 補助対象工事

- ① 指定通学路に面するブロック塀等を全て撤去する工事
- ② 上記撤去のうえ、新たに軽量フェンス等を設置する工事

3 補助金額

次の額を補助します。ただし、1,000 円未満の端数がある場合は切り捨てます。

- ① ブロック塀等撤去に要する費用又は基準額 (ブロック塀等の見附面積 1 m²につき、13,000 円を乗じた額) のいずれか低い額に 3 分の 2 を乗じた金額。ただし、150,000 円を上限とします。
- ② 上記撤去後の軽量フェンス等設置に要する費用又は基準額 (新設する軽量なフェンス等の見附面積 1 m²につき、22,000 円を乗じた額) のいずれか低い額に 3 分の 2 を乗じた金額。ただし、250,000 円を上限とします。

4 期間

平成 30 年 7 月 3 日 (火曜日) から平成 30 年度末まで

5 申請方法

建築防災推進課の窓口にて申請 (堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 高層館 13 階北)

1. 補助対象となるブロック塀とは高さが60センチを超える以下の物

組積造(レンガ造など)塀、補強コンクリートブロック造塀、大谷石塀、組立式コンクリート塀(万年塀)等をいい、ブロック塀等の一部にフェンスが存在する物を含みます。

2. 危険である判断

次のチェックリストで不適合となる項目が一つでもあるもの。又は日本建築学会「既存コンクリートブロック塀の耐震診断指針」の一次診断、二次診断で安全が確認できないもの

(1) コンクリートブロック塀の場合

点検項目	点検内容	点検結果	
		適 合	不適合
① 高 さ	2.2m以下		
② 壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm以上		
	高さ2m以下の塀で10cm以上		
③ 鉄 筋	壁内に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で入っており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている		
④ 控 壁 (高さ1.2mを超える時)	塀の長さ3.4m以下ごとに、直径9mm以上の鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出してある		
⑤ 基 礎 (高さ1.2mを超える時)	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある		
⑥ 傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、1mm以上のひび割れがない		
⑦ ぐらつき	人の力でぐらつかない		
⑧ その他	塀が土止め壁を兼ねていない、玉石積み擁壁等の上でない		

(2) 組積造(鉄筋のないコンクリートブロックの物を含む。)の塀

点検項目	点検内容	点検結果	
		適 合	不適合
① 高 さ	1.2m以下		
② 壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある		
③ 鉄 筋	—	—	—
④ 控 壁	塀の長さ4m以下ごとに壁面からその部分の②の1.5倍以上突出している、又は②が必要寸法の1.5倍以上ある		
⑤ 基 礎	根入れ深さが20cm以上ある		
⑥ 傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、1mm以上のひび割れがない		
⑦ ぐらつき	人の力でぐらつかない		
⑧ その他	塀が土止め壁を兼ねていない、玉石積み擁壁等の上でない		